

横浜市告示第 203 号（平成 29 年 4 月 1 日 掲 示 済）

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第 14
条第 1 項の規定による建築物エネルギー消費性能適合性
判定の業務の委任

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成 27 年法
律第 53 号。以下「法」という。）第 14 条第 1 項の規定により登録建
築物エネルギー消費性能判定機関に行わせることとした建築物エネ
ルギー消費性能適合性判定の業務（以下「判定の業務」という。）
及び登録建築物エネルギー消費性能判定機関の当該判定の業務の開
始の日は次のとおりとする。

平成 29 年 4 月 1 日

横浜市長 林 文 子

1 判定の業務

法第 11 条第 1 項及び第 2 項並びに第 12 条第 2 項及び第 3 項の建
築物エネルギー消費性能適合性判定の全部

2 当該判定の業務の開始の日

平成 29 年 4 月 1 日